

石川県公報

令和7年4月1日

第13795号(火曜日)

毎週2回 火曜 金曜発行

目次

告 示	公 告
○令和7年度に石川県において締結が見込まれる建築物の管理業務の特定調達契約に係る競争入札に参加する者に必要な資格等 (管財課) 1	○令和7年度調理師試験公告 (健康推進課) 5
○応急入院指定病院の指定 (障害保健福祉課) 3	○土地改良区の定款変更認可公告 (農業基盤課) 6
○資源循環推進課に所属する職員を能登半島地震の災害廃棄物処理に関する被災市町における事務処理のため駐在させる地の指定 (資源循環推進課) 4	○県有財産売却入札公告 (水産課) 6
○特定計量器の定期検査の実施 (経営支援課) 4	○基本測量終了公告 (監理課) 7
○農林総合研究センターに所属する職員を能登特産物の栽培研究のため駐在させる地の指定の廃止 (生産振興課) 5	○道路の位置の指定公告 (建築住宅課) 8
○特定農業用ため池の指定の解除について (農業基盤課) 5	
	教育委員会
	○教育DX・教員確保指導力向上推進室の廃止 8
	○教育振興推進室の設置 8
	○全国高等学校総合文化祭開催準備室の設置 8
	○文化財課に所属する職員を文化財関係事業に関する事務処理のため駐在させる地の指定 9

告 示

石川県告示第107号

令和7年度に石川県において締結が見込まれる特定調達契約（地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号。以下「特例政令」という。）第4条に規定するものをいう。）に関し、競争入札に参加する者に必要な資格並びに資格審査の申請の時期及び方法を次のとおり告示する。

令和7年4月1日

石川県知事 馳 浩

1 調達をする特定役務の種類

調達をする特定役務（特例政令第2条第4号に規定するものをいう。）の種類は、建築物の管理業務であって、次のとおりとする。

清掃業等

2 申請の時期

申請は、随時受け付ける。

3 申請の方法

(1) 申請書の入手方法

競争入札に参加する者の資格の審査を受けようとする者は、当県所定の競争入札参加者資格審査申請書（以下「申請書」という。）について、(4)に掲げる交付場所及び石川県総務部管財課のホームページより、入手すること。

(2) 申請書の提出方法

競争入札参加者資格を得ようとする者は、申請書に次の書類を添え、(4)に掲げる提出場所に提出すること（郵送の場合は、書留郵便とすること。）。

ア 申請をする日の属する事業年度の直前の事業年度の決算（以下「直前決算」という。）に係る貸借対照表、損益計算書（以下これらの書類を「財務諸表」という。）

イ 石川県税納税証明書（申請をする日の前日までに納期限の到来した県税に関するもの）

ウ 消費税及び地方消費税納税証明書（申請をする日の前日までに納期限の到来したもの）

エ 事業に関し必要とされる許可、認可等又は登録若しくは届出を証する書類の写し

オ 登記事項証明書（法人の場合に限る。）

カ 委任状（代理人を選任した場合に限る。）

キ 役員等名簿

ク その他知事が指示する書類

(3) 申請書等の作成に用いる言語

ア 申請書及び財務諸表は、日本語で作成すること。なお、その書類で外国語で記載されているものは、日本語の訳文を付記し、又は添付すること。

イ 添付書類のうち、金額欄については、出納官吏事務規程（昭和22年大蔵省令第95号）第16条に規定する外国貨幣換算率により日本国通貨に換算し、記載すること。

(4) 申請書の交付及び提出場所

〒920-8580 金沢市鞍月1丁目1番地

石川県総務部管財課庁舎管理グループ 電話番号 076-225-1261

4 競争入札に参加することができない者

(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項の規定に該当する者

(2) 次のいずれかに該当すると認められる者で、その事実があった後競争入札の参加を制限された期間を経過していないもの（これを代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者を含む。）

ア 契約の履行に当たり、故意に工事、製造その他の役務を粗雑に行い、又は物件の品質若しくは数量に関して不正の行為をした者

イ 競争入札又はせり売りにおいて、その公正な執行を妨げた者又は公正な価格の成立を害し、若しくは不正の利益を得るために連合した者

ウ 落札者が契約を締結すること又は契約者が契約を履行することを妨げた者

エ 地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条の2第1項の規定による監督又は検査の実施に当たり、職員の職務の執行を妨げた者

オ 正当な理由がなく契約を履行しなかった者

カ 契約により、契約の後に代価の額を確定する場合において、当該代価の請求を故意に虚偽の事実に基づき過大な額で行った者

キ アからカまでのいずれかに該当する事実があった後、競争入札の参加を制限された期間を経過していない者を契約の履行に当たり代理人、支配人その他の使用人として使用した者

(3) 営業に関し必要とされる許可、認可等を得ていない者又は登録若しくは届出を怠っている者

(4) 直前決算において請負高のない者

(5) 申請をする日の前日までに納期限の到来した県税を滞納している者

(6) 次のアからオまでのいずれかに該当する者

ア 役員等（個人である場合にはその者を、法人である場合にはその役員又はその支店若しくは常時契約を締結する事務所を代表する者をいう。以下同じ。）が暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）である者

イ 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員が経営に実質的に関与している者

ウ 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員の利用等をしている者

エ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど、直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与している者

オ 役員等が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者

5 競争入札に参加する者の資格、審査等

(1) 競争入札に参加する者に必要な資格の審査は、次に掲げる項目について行う。

ア 営業年数

申請をする日の前日までの営業年数

イ 役員及び従業員数

申請をする日の前日における常勤の役員及び従業員数

ウ 自己資本の額

直前決算における自己資本の額（法人にあっては資本金額に準備金、積立金及び繰越利益金の額を加えた額とし、個人にあっては純資本の額とする。）

エ 技術者数

申請日の前日における法令等に基づく技術者数

オ 流動比率

直前決算における流動資産の額を流動負債の額で除して得た百分比

カ 申請に係る事業の直前決算における年間請負高の合計

キ 社会的取組の状況

ク 指名停止の状況

(2) この告示に基づく審査において競争入札に参加する者の資格を有すると認められた者（以下「競争入札参加資格者」という。）については、平成12年度以降石川県が発注する建築物の管理業務の契約に係る一般競争入札及び指名競争入札に参加する者に必要な資格並びに資格審査の申請の時期及び方法等（平成11年石川県告示第653号。以下「平成11年告示」という。）による令和7年度の競争入札に参加する者の資格を有する者とみなす。

(3) 平成11年告示に基づく審査において令和7年度の競争入札に参加する者の資格を有すると認められた者については、この告示による競争入札に参加する者とみなす。

6 資格審査結果の通知

競争入札参加資格者を決定したときは、競争入札参加資格者決定通知書により通知する。

7 競争入札参加資格者の当該資格の有効期間

(1) 決定の日から令和8年3月31日までとする。

(2) 有効期間の更新手続

(1)の有効期間の更新を希望する者は、令和7年9月中に令和8年度及び令和9年度の資格審査の公示を予定しているので、当該公示に基づき申請書類を提出すること。

8 申請書の変更届

競争入札参加資格者は、経営の状態が申請の内容と著しく相違したとき、又は次のいずれかに変更があったときは、速やかにその旨を知事に届け出なければならない。

(1) 住所（所在地）

(2) 商号又は名称

(3) 代表者の職・氏名

(4) 役員等の職・氏名

(5) 事業に関し必要とされる許可、認可等又は登録若しくは届出に関する事項

(6) 資格、免許等の取得

(7) 委任事項等

(8) 電話番号

(9) ファックス番号

9 資格の取消し等

競争入札参加資格者が4(2)に規定する事由に該当するに至った場合は、当該資格を取り消し、又はその事実があった後2年間競争入札に参加させないことがある。その者を代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者についても、また同様とする。

石川県告示第108号

精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）第33条の6第1項の規定により、応急入院指定病院として次のとおり指定した。

令和7年4月1日

石川県知事 馳 浩

名 称	所 在 地	指 定 期 間
青和病院	金沢市大浦町ホ22番地1	令和7年4月1日から令和10年3月31日まで

石川県告示第109号

石川県組織規則（昭和39年石川県規則第23号）第21条第1項の規定により、資源循環推進課に所属する職員を能登半島地震の災害廃棄物処理に関する被災市町における事務処理のため駐在させる地を令和7年4月1日次のとおり指定した。

令和7年4月1日

石川県知事 馳 浩

羽咋郡志賀町末吉千古

石川県告示第110号

計量法（平成4年法律第51号）第19条第1項の規定により、特定計量器（非自動はかり、分銅及びおもり）の定期検査を次のとおり実施する。

令和7年4月1日

石川県知事 馳 浩

1 知事が指定する場所で実施する検査

区 域	日 時	場 所
津幡町全域	令和7年5月22日（木） （午前10時から正午まで及び午後1時から午後3時まで）	井上コミュニティプラザ
珠洲市全域	令和7年5月27日（火）及び同月28日（水） （午後0時30分から午後3時まで）	珠洲商工会議所
内灘町全域	令和7年6月3日（火） （午後1時から午後3時まで）	内灘町産業支援センター （研修室）
白山市のうち 白峰地域、尾口地域、吉野谷地域、 鳥越地域及び河内地域	令和7年6月9日（月） （午前10時30分から正午まで及び午後1時から午後3時まで）	鳥越ふるさとセンター
白山市のうち 鶴来地域	令和7年6月10日（火） （午前10時30分から正午まで及び午後1時から午後3時まで）	鶴来支所（車庫）
白山市のうち 美川地域	令和7年6月11日（水） （午前10時30分から正午まで及び午後1時から午後3時まで）	美川文化会館
白山市松任地域のうち 松任地区	令和7年6月12日（木） （午前10時30分から正午まで及び午後1時から午後3時まで）	白山市役所東口（大型車庫）
白山市松任地域のうち 松任地区を除く地区	令和7年6月13日（金） （午前10時30分から正午まで及び午後1時から午後3時まで）	白山市役所東口（大型車庫）
かほく市のうち 高松地区	令和7年6月17日（火） （午前10時30分から正午まで及び午後1時から午後3時まで）	高松産業文化センター （中ホール）
かほく市のうち 宇ノ気地区及び七塚地区	令和7年6月18日（水） （午前10時30分から正午まで及び午後1時から午後3時まで）	石川かほく農業協同組合 宇ノ気米倉庫
野々市市全域	令和7年7月3日（木） （午前10時から正午まで及び午後1時から午後3時まで）	にぎわいの里ののいち カミーノ（ホール）

2 特定計量器検定検査規則（平成5年通商産業省令第70号）第39条第1項各号に該当するものとして申請に基づく

場所で実施する検査

区 域	日 時	場 所
七尾市、珠洲市、かほく市、 白山市、野々市市、津幡町、 内灘町、志賀町及び宝達志水町	令和7年5月22日(木)から令和8年3月31日(火)まで (午前9時から正午まで及び午後1時から午後4時まで)	特定計量器の所在する場所

石川県告示第111号

農林総合研究センターに所属する職員を能登特産物の栽培研究のため駐在させる地の指定(平成24年石川県告示第177号)は、令和7年3月31日限り廃止した。

令和7年4月1日

石川県知事 馳 浩

石川県告示第112号

農業用ため池の管理及び保全に関する法律(平成31年法律第17号)第7条第5項の規定により、次のとおり特定農業用ため池の指定を解除した。

令和7年4月1日

石川県知事 馳 浩

特定農業用ため池名称	所 在 地		解除年月日
	市 町 名	字 等	
三ッ子	珠洲市	笹波町	令和7年3月31日
釜地池	鹿島郡中能登町	在江	令和7年3月31日
腰前池	鹿島郡中能登町	小金森	令和7年3月31日

公 告

令和7年度調理師試験公告

調理師法(昭和33年法律第147号)第3条の2の規定により、試験事務の全部を公益社団法人調理技術技能センターに委任し、令和7年度調理師試験を次のとおり実施する。

令和7年4月1日

石川県知事 馳 浩

1 試験の日時

本試験 令和7年10月25日(土)午後1時30分から午後3時30分まで

再試験 令和7年12月13日(土)午後1時30分から午後3時30分まで

※本試験が台風等により実施できなくなった場合に限り再試験を行う。

2 試験場

北陸大学 太陽が丘キャンパス 1号棟

3 試験科目

公衆衛生学、食品学、栄養学、食品衛生学、調理理論及び食文化概論

4 出願方法

次に定めるところにより、出願書類一式を郵送すること。

(1) 提出先

〒103-0012 東京都中央区日本橋堀留町2-8-5 JACCビル5階

公益社団法人 調理技術技能センター 調理師試験担当

電話番号 03-3667-1815

(2) 受付期間

令和7年5月7日(水)から同年6月3日(火)まで(当日消印有効)

5 その他

出願書類の請求及び試験詳細に係る問合せ等については、公益社団法人調理技術技能センターに行うこと。

土地改良区の定款変更認可公告

土地改良法(昭和24年法律第195号)第30条第2項の規定により、次のとおり土地改良区の定款の変更を認可した。

令和7年4月1日

石川県知事 馳 浩

土地改良区の名称	認可年月日
輪島市土地改良区	令和7年3月19日

県有財産売却入札公告

次のとおり一般競争入札を実施する。

令和7年4月1日

石川県知事 馳 浩

1 一般競争入札に付す物件及び最低売却価格

- (1) 船 名 白山丸
- (2) 隻 数 1隻
- (3) 船 質 鋼製
- (4) 総 数 167トン
- (5) 最低売却価格 1,650,000円(税込)

2 入札及び開札の日時及び場所

- (1) 日時 令和7年5月14日(水) 午前10時30分入札
- (2) 場所 金沢市鞍月1丁目1番地 石川県庁行政庁舎14階 1412会議室 入札後即時開札

3 入札に参加する者に必要な資格に関する事項

以下の条件を全て満たす者とする。

- (1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号。以下「政令」という。)第167条の4第1項の規定により一般競争入札に参加させることができない者以外の者であること。
- (2) 政令第167条の4第2項の規定により一般競争入札に参加させないことができる者以外の者であること。
- (3) 石川県暴力団排除条例(平成23年石川県条例第20号。以下「条例」という。)第2条第1号に規定する暴力団(以下「暴力団」という。)ではないこと及び以下に該当しない者であること。
 - ア 役員等(申込者が個人である場合にはその者を、申込者が法人である場合にはその役員及びその支店、営業所その他の事業所を代表する者をいう。以下同じ。)が、条例第2条第3号に規定する暴力団員(以下「暴力団員」という。)である者
 - イ 暴力団又は暴力団員が経営に実質的に関与している者
 - ウ 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員の利用等をしている者
 - エ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど、直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与している者
 - オ 役員等が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者

4 入札案内書の交付期間及び交付場所

- (1) 交付期間
令和7年4月1日(火)から同年5月9日(金)まで
- (2) 交付場所
 - ① 石川県農林水産部水産課ホームページに掲示
<https://www.pref.ishikawa.lg.jp/suisanka/index.html>
 - ② ダウンロードが困難で窓口交付を希望する場合の交付場所

ただし、県の機関の休日を除く毎日午前9時から午後5時まで

名 称	住 所	電話番号
石川県農林水産部水産課	金沢市鞍月1丁目1番地	076-225-1652
石川県水産総合センター	鳳珠郡能登町宇出津新港3丁目7番地	0768-62-1324

5 入札参加申込みの方法

- (1) この入札に参加を希望する者は、入札案内書に示す県有財産一般競争入札参加申込書(別記様式1)及び添付書類を(2)の受領期限までに石川県農林水産部水産課まで持参し、又は郵送しなければならない。
- (2) 受領期限
令和7年5月9日(金)午後5時(郵送の場合は、簡易書留とし、受領期限内必着とする。)

6 現地説明の日時及び場所

- (1) 日時 令和7年4月21日(月) 午後2時から午後4時まで
令和7年4月22日(火) 午前10時から午前12時まで
- (2) 場所 石川県鳳珠郡能登町 高倉漁港埠頭 石川県漁業調査指導船白山丸船上
- (3) 申込 現地説明を希望する者は、令和7年4月18日(金)17時までに電話にて申し込むこと。
- (4) 申込先 石川県水産総合センター 電話番号 0768-62-1324
※現場確認の際に生じた入札に係る質疑等は、(5)により質疑申請書を提出して行うこと。
- (5) 質疑申請書の提出
提出期間 令和7年4月1日(火)午前9時から令和7年4月24日(木)午後3時まで
提出先 石川県農林水産部水産課 金沢市鞍月1丁目1番地
回答 令和7年4月30日(水)

7 その他

- (1) 入札保証金
入札しようとする金額の100分の5以上
- (2) 入札の無効
この公告に示した入札に参加する資格のない者の提出した入札書、入札参加申込みを行わなかった者の提出した入札書、その他入札案内書に示す無効の入札に掲げる入札書は、無効とする。
- (3) 落札者の決定方法
最低売却価格(石川県財務規則(昭和38年石川県規則第67号)第119条の規定により作成された予定価格をいう。)以上の価格で最高の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。
- (4) 契約保証金
契約金額の100分の10以上
- (5) 売買代金の納入
石川県が発行する納入通知書により、指定の期日までに納入すること。
- (6) 所有権の移転等
所有権の移転は、売買代金が完納された日とし、その日から起算して3日以内に物件の引渡しを行う。
- (7) その他の事項
詳細は、入札説明書による。
- (8) 問合せ先
石川県農林水産部水産課
〒920-8580 石川県金沢市鞍月1丁目1番地 電話番号 076-225-1652

基本測量終了公告

測量法(昭和24年法律第188号)第14条第2項の規定により、国土交通省国土地理院長から、次のとおり基本測量を終了した旨の通知があった。

令和7年4月1日

石川県知事 馳 浩

作 業 種 類	作 業 期 間	作 業 地 域
基 本 測 量 (三角点改測、高度地域基準点測量、水準測量)	令和6年2月1日から 令和7年2月28日まで	七尾市、輪島市、珠洲市、羽咋市、かほく市、河北郡津幡町、河北郡内灘町、羽咋郡志賀町、羽咋郡宝達志水町、鹿島郡中能登町、鳳珠郡穴水町、鳳珠郡能登町
基 本 測 量 (水 準 測 量)	令和6年3月1日から 令和7年2月28日まで	金沢市、白山市、野々市市

道路の位置の指定公告

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号の規定により、次のとおり道路の位置を指定した。

令和7年4月1日

石川県知事 馳 浩

関係土地の地名及び地番	道路の幅員及び延長	位置指定申請者	指定年月日
(1号道路) かほく市宇野気チ7番2	(1号道路) 幅員 6.00m 延長 54.48m	金沢市入江一丁目30番地 ひととき株式会社	令和7年3月13日
(2号道路) かほく市宇野気チ7番11	(2号道路) 幅員 6.00m 延長 36.42m		

教 育 委 員 会

石川県教育委員会告示第4号

石川県教育委員会事務局等組織規則（昭和40年石川県教育委員会規則第5号）第15条第1項の規定により設置した教育DX・教員確保指導力向上推進室は、令和7年3月31日限り廃止した。

令和7年4月1日

石 川 県 教 育 委 員 会

石川県教育委員会告示第5号

石川県教育委員会事務局等組織規則（昭和40年石川県教育委員会規則第5号）第15条第1項の規定により、令和7年4月1日次のとおり室を設置した。

令和7年4月1日

石 川 県 教 育 委 員 会

1 名称

教育振興推進室

2 位置

石川県教育委員会事務局内

3 分掌事務

- (1) 教育振興基本計画に関すること。
- (2) 復興教育、防災教育及び学校支援に関すること。
- (3) 教育DXの推進に関すること。
- (4) 教育関係職員等の研修の総合企画調整に関すること。

石川県教育委員会告示第6号

石川県教育委員会事務局等組織規則（昭和40年石川県教育委員会規則第5号）第15条第1項の規定により、令和7

年4月1日次のとおり室を設置した。

令和7年4月1日

石 川 県 教 育 委 員 会

1 名称

全国高等学校総合文化祭開催準備室

2 位置

石川県教育委員会事務局内

3 分掌事務

全国高等学校総合文化祭に関すること。

石川県教育委員会告示第7号

石川県教育委員会事務局等組織規則（昭和40年石川県教育委員会規則第5号）第15条第1項の規定により、文化財課に所属する職員を文化財関係事業に関する事務処理のため駐在させる地を令和7年4月1日次のとおり指定した。

令和7年4月1日

石 川 県 教 育 委 員 会

輪島市三井町洲衛

